

平成 1 9 年 9 月 5 日

平成 1 9 年第 3 回 岬町議会定例会

第 2 日 会議録

平成19年第3回（9月）岬町議会定例会第2日会議録

○平成19年9月5日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	中 原 晶
5番	和 田 勝 弘	6番	出 口 實	7番	奥 野 学
8番	谷 本 貢	9番	反 保 多喜男	10番	岡 本 重 樹
11番	辻 下 文 信	12番	辻 下 正 純	13番	田 代 堯
14番	小 川 日出夫	15番	竹 内 邦 博		

欠席議員 な し

傍 聴 1 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	石 田 正 弘	副 町 長	平 徹 也
教 育 長	田 中 繁 樹	総 務 部 長	中 口 守 可
総 務 部 理 事	嶋 本 良 二	総 務 部 理 事	古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長	南 康 明	企 画 部 長	竹 本 靖 典
住 民 部 長	白 井 保 二	住 民 部 副 理 事 兼 税 務 課 長	入 口 博 行
福 祉 部 長	芦 田 貴志雄	事 業 部 長	松 永 英 三
事 業 部 理 事	藏ヶ崎 龍 男	上 下 水 道 部 長	末 原 光 喜
会 計 管 理 者 副 理 事 兼 会 計 課 長	湊 原 義 仁	教 育 部 長	岡 田 耕 治
教 育 部 副 理 事 兼 生 涯 学 習 課 長	岡 本 茂	教 育 部 副 理 事 兼 青 せ 文 せ 所 長	一 本 稔 明

教育部副理事 兼淡輪公民館長	谷 口 桂 三	総務部危機管理課長	亀 崎 義 夫
総 務 部 行財政改革課長	四至本 直 秀	企画部企画人事課長	保 井 太 郎
住民部保険年金課長	古 橋 重 和	教育部学校教育課長	唐 門 通

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博	議会事務局主幹 兼 議 会 係 長 竹 下 雅 樹
----------------	------------------------------

議事日程

- 日程1 議案第61号 平成19年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件
- 日程2 議案第62号 平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件
- 日程3 議案第63号 平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件
- 日程4 議案第64号 平成19年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件
- 日程5 議案第65号 平成19年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件
- 日程6 議案第66号 新たに生じた土地の確認の件
- 日程7 議案第67号 町の区域の変更の件
- 日程8 議案第68号 南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の変更に係る協議の件
- 日程9 議案第69号 工事請負契約中変更の件（（仮称）観光交流センター新築工事）
- 日程10 議案第70号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件
- 日程11 議案第71号 岬町障害者施策推進協議会条例を制定する件
- 日程12 議案第72号 岬町漁業集落排水処理施設条例を制定する件
- 日程13 議案第73号 政治倫理の確立のための岬町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する件
- 日程14 議案第74号 岬町基金条例の一部を改正する件
- 日程15 議案第75号 社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の一部を改正する件
- 日程16 議案第76号 岬町立幼稚園条例の一部を改正する件

- 日程17 議案第77号 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程18 議案第78号 岬町（淡輪・多奈川）地区財産区管理委員の選任について同意を求める件
- 日程19 平成18年度成果報告・決算に関する説明
- 日程20 議案第79号 平成18年度岬町一般会計決算認定の件
- 日程21 議案第80号 平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件
- 日程22 議案第81号 平成18年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 日程23 議案第82号 平成18年度岬町老人保健特別会計決算認定の件
- 日程24 議案第83号 平成18年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件
- 日程25 議案第84号 平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件
- 日程26 議案第85号 平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件
- 日程27 議案第86号 平成18年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件
- 日程28 議案第87号 平成18年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件
- 日程29 議案第88号 平成18年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件
- 日程30 議案第89号 平成18年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件
- 日程31 議案第90号 平成18年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件
- 日程32 議案第91号 平成18年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件
- 日程33 議案第92号 平成18年度岬町水道事業会計決算認定の件

(午前10時00分 開議)

○辻下正純議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時でございます。

本日の出席議員は14名でございます。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○辻下正純議長 日程1、議案第61号「平成19年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程1、議案第61号、平成19年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件につきまして、概要を説明させていただきます。

現在、我が国の景気は回復基調にあると言われておりますが、本町におきましては、歳入面では、地価の下落、人口構成等のさまざまな要因により、いまだ反映されず、引き続き厳しい状況でございます。また、歳出面では、公債費など義務的経費が本町の財政を大きく圧迫しております。まして、本年度におきましても、多額の財源不足が予想されておるところでございます。したがって、今般の補正予算につきましても、法令等に基づくもの及び緊急性の高い経費など、真に必要な経費を中心に編成をいたしておるところでございます。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,958万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億7,880万4,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては9ページから11ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

地方交付税につきましては、普通地方交付税の交付決定に伴いまして、交付決定額のうち、本補正予算に必要な財源として、2,701万1,000円を計上いたしております。

分担金及び負担金につきましては、老人福祉施設入所者本人負担金28万9,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、住宅建築物耐震改修等事業補助金など237万円を計上いたしております。

寄附金につきましては、指定寄附といたしまして、小学校費寄附金16万円、児童福祉費寄附金50万円、合わせて66万円を計上いたしております。

繰入金といたしましては、特別会計繰入金1,291万5,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、当期委託料として、深田財産区特別会計繰入金91万5,000円、小田平朝日共同墓地周辺のり面改修費として、多奈川財産区特別会計繰入金1,200万円を計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金2,015万円を計上いたしております。

諸収入につきましては、コミュニティ助成金1,500万円、特別職退職手当返還金60万円、合わせて1,560万円計上いたしております。

町債といたしましては、臨時財政対策債発行可能額の決定に伴いまして、59万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

4ページ、5ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、12ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしましては、5,697万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、仮称でございますが、中孝子集会所建設工事2,900万円、小田平朝日共同墓地周辺のり面改修工事1,150万円などでございます。

民生費といたしましては、817万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、平成18年度障害者福祉に係る国庫負担金等の確定に伴う返還金462万円、老人ホーム入所措置費59万7,000円などでございます。

衛生費といたしましては、し尿処理施設改修工事724万5,000円、これに必要な薬品等の消耗品費217万5,000円、合わせて942万円を計上いたしております。

土木費といたしましては、既存民間建築物耐震診断補助金4万円を計上いたしております。

消防費といたしましては、耐震改修促進計画策定業務委託料452万6,000円を計上いたしております。

教育費といたしましては、44万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしま

しては、図書購入費16万円、府音楽会参加バス借上料21万5,000円などがございます。

次に、6ページを参照願います。

地方債補正につきましては、臨時財政対策債変更に係る補正を行うもので、限度額を2億1,349万1,000円とするものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

和田勝弘議員。

○和田勝弘議員 総務委員ではありませんので、少し質問させていただきます。

今、部長の説明で、3点ほどですけど、1点目の町債の件で、59万1,000円の臨時財政対策債となっているのは、臨時財政対策債というのはどういうふうになっているのか、1点と、2点目は、12ページの企画費で、住民情報システムリース料604万2,000円ですけど、これについては当初予算でできなかったんかということと、その1点と、このリースの業者というんですか、会社名と、リース料というのは、毎年、17年度は3,500万、18年度は2,700万円となっておりますが、このリースの台数ですけど、台数が何台あるかということと、購入した場合はどのぐらいの金額になるのか。それと、次に、これ何年に1回契約になるんか、その点あれですけど。今度契約する場合には、できるだけ安くというんですか、なるように要望しておきたいんですけど、この点についてお願いします。

もう1点は、諸収入の件で、コミュニティ助成金、これについて1,500万円となっておりますが、共同体というんですか、地域共同体、どの共同体に出すようになっているのか、その点、よろしくお願いします。

○辻下正純議長 四至本課長。

○四至本総務部行財政改革課長 臨時財政対策債につきまして説明させていただきます。

臨時財政対策債といいますのは、普通、市町村の一般財源の不足分、必要な経費につきまして、地方交付税で交付されるわけなんですけども、現在、地方交付税の方は予算が少ないといいますか、それに見合うだけの財源が不足しているということになっておりまして、その不足額につきまして、地方債を発行することによりまして、財源を充当するというものでございまして、今回、交付税の決定に伴いまして、それと同時に、地方財政対策債の額が決定されましたので、その額に対しての補正ということでございます。

○辻下正純議長 竹本企画部長。

○竹本企画部長 おはようございます。

今、和田議員ご質問の、なぜ当初に組まなかったのかということでございますけども、今回、住民情報システムは行政サービスの基幹となるもので、最近の法律改正の動向にも注意しながら、機器の更新を検討してまいりました。当初予算の時点では、老人保健制度にかかわる新しい後期高齢者医療制度などの詳細が未確定、未定でしたので、その後、これに関連できるシステムに整備できましたので、今回、補正をお願いするものでございます。よろしくお願いします。

それと、もう1点、1,500万の関係でございますけど、これは、去年の10月に、府の方にコミュニティ助成、コミュニティセンターの助成を1,500万してございました。それが4月に確定いたしまして、今回、中孝子地区の集会所の建設に充てるものでございます。

以上です。もう1点は、担当の方から説明します。

○辻下正純議長 保井課長。

○保井企画部企画人事課長 お答えいたします。

住民情報システムの機器構成を最初に述べさせていただきます。

台数といたしましては、サーバーが2台、このうち1台は、万が一のシステム障害時での対応をするための補助機器として用いるものでございます。端末といたしましては、住民情報システムの各課へ配置するものが34台、住民ネットの端末が1台、プリンターは各課へ配置する20台というふうな構成を予定しております。

また、リースの相手先につきましては、予算決定後、今後、入札で決定していくということでございます。これを一括して買いますと、おおむね2,500万円以上の金額になるのかなというところでございます。

契約期間は、入札におきましては、リースに関しまして、5年を予定しているところです。

以上です。

○辻下正純議長 和田勝弘議員。

○和田勝弘議員 最後の1点だけ、会社の名前というか、それと言うたんですが、会社の名前は言われないということですか。現在の会社です。入札のやつ、私、言うてません。現在の。

それと、もし入札の場合、何者でするんか、その点、2点だけ。

○辻下正純議長 保井課長。

○保井企画部企画人事課長 現状のシステムについて、お答えいたします。

現状のシステムのリースにつきましては、日立リースになっております。今後、入札の手続をしていく予定でございます。

入札に関しましては、5者の中でという形で予定しております。

○辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

田代議員。

○田代 堯議員 今、和田議員の関連で、もう1度確認をしたいんですけどね。今、住民情報システムリース料というのは、後期高齢者、来年から導入されるんかな、その内容をもう少し教えていただきたいんですけども。私、聞いておるのは、これは大阪府広域連合会で、後期高齢者の保険制度に向けて準備が進められているというふうに聞いているわけなんですけども、これを岬町と広域連合会との端末をするために必要なか、その辺、もう少し詳しく説明していただけるとありがたい。

それと、もう1点、多分、私、5月だったか6月で質問させていただいた中身だろうと思うんですけども、10ページの諸収入の中の特別職退職手当返還金というのは、前町長の退職の返還金と、このように理解していいんかどうか、その辺あわせて、ちょっと答弁願いたいと思います。

○辻下正純議長 保井課長。

○保井企画部企画人事課長 お答えいたします。

老人保健法が改正されて、後期高齢者制度につきましては、連合ということで取り組むわけなんですけども、住民の情報システムと情報の提供という形が必要になりますので、新たなシステムを構築して対応するものでございます。それにあわせた新たなシステムというものに対応するものです。

それから、後段の件につきましては、お見込みのとおりでございます。

○辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」につい

ては、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 日程2、議案第62号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程2、議案第62号、平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件について、ご説明させていただきます。

今回の補正予算は、国民健康保険証のカード化に伴う経費及び前年度医療費の確定に伴い、国庫負担金等の返還について補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,792万3,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

予算書の2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。

まず、国民健康保険料として57万7,000円を増額補正するものであります。

次に、繰入金、他会計繰入金として、58万2,000円を増額補正するものであります。これは国民健康保険証のカード化に伴う経費に充当する一般会計からの繰入金でございます。

次に、繰越金として、前年度繰越金42万6,000円を増額補正するものであります。これは国民健康保険料の補正と同様に、国庫負担金などの返還に要する経費に充当するものであります。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

予算書の2ページを、詳細につきましては5ページをあわせてご参照願います。

総務費、総務管理費において、58万2,000円を増額補正するものであります。これは国

民健康保険の保険証を1人1枚のカード化に要する経費を補正するものでございます。この健康保険証のカード化につきましては、国民健康保険法の改正に伴い、平成13年4月以降、準備が整った保険者から順次カード方式に切りかえることといたしております。

このカード化のメリットにつきましては、家族が同時に別々の医療機関で受診できる、旅行先や職場に携帯することができるなどでございます。また、平成20年度から発足する後期高齢者医療制度との関連性とも考慮いたしまして、本年11月の一斉更新から、カード化に変更するものでございます。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金において、100万3,000円を増額補正するものであります。これは前年度の医療費の確定により、国庫負担金等の精算に伴う国及び府に対する返還金でございます。

以上が、平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 日程3、議案第63号「平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補

正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程3、議案第63号、平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,381万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,254万1,000円とするものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

2ページをお開きください。なお、詳細につきましては、4ページ、5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入の補正予算としましては、まず、支払基金交付金として167万1,000円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度介護給付費等の確定に伴う支払基金からの精算金であります。

次に、繰越金として5,214万2,000円の増額補正でございます。この繰越金につきましては、前年度の給付費等の確定に伴う繰越金で、後ほど歳出に出てきます国・府支払基金への精算金と準備基金積立金に充当するものでございます。

続きまして、歳出におきましては、基金積立金として4,125万3,000円の増額補正でございます。前年度の介護給付費等の確定に伴い、余剰のあった保険金負担料をこの基金に積み立て、平成18年度から20年度の3カ年を1期とする保険料に、後年度の負担の緩和を図るために積み立てをするものでございます。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金として1,256万円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴い、国・府支払基金に対する精算返還金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 お諮りします。

日程4、議案第64号「平成19年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件」及び日程5、議案第65号「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」の2件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、日程4、議案第64号及び日程5、議案第65号の2件を一括議題とすることに決定しました。

本2件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程4、議案第64号、平成19年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきまして、概要をご説明申し上げます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,813万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、深日地区財産区基金繰入金91万5,000円を計上いたしまして、歳出におきましては、登記委託料を用途として、一般会計に91万5,000円を繰出金として計

上いたしております。

次に、日程5、議案第65号、平成19年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきまして、概要を説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,418万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金1,200万円を計上いたしまして、歳出におきましては、小田平朝日共同墓地周辺のり面改修費を用途として、一般会計に1,200万円を繰出金として計上いたしております。

以上がそれぞれの補正予算の概要でございます。

本2件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本2件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件」及び「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」の2件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本2件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 お諮りします。

日程6、議案第66号「新たに生じた土地の確認の件」及び日程7、議案第67号「町の区域の変更の件」の2件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、日程6、議案第66号及び日程7、議案第67号の2件を一括議題にすることに決定しました。

本2件について、提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 日程6、議案第66号、新たに生じた土地の確認の件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、小島漁港改修事業に係る公有水面埋め立てに関する工事の竣工認可の通知がありましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、この土地を確認するため、議会の議決を求めるものでございます。

場所につきましては、大阪府泉南郡岬町多奈川小島730番から740番に至る地先公有水面でございます。場所につきましては、裏面の地図を参照願いたいと思います。

面積につきましては、3,250.78平方メートルでございます。

続きまして、日程7、議案第67号、町の区域の変更の件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、大阪府の公有水面埋め立てにより岬町多奈川小島730番から740番に至る地先に新たに生じた土地を岬町多奈川小島区域に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

場所につきましては、先ほどと同じ、大阪府泉南郡岬町多奈川小島730番から740番に至る地先でございます。

面積につきましては、3,250.78平方メートルでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本2件については、事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております日程6、議案第66号「新たに生じた土地の確認の件」及び日程7、議案第67号「町の区域の変更の件」の2件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本2件については、事業委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 日程8、議案第68号「南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の変更に係る協議の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 日程8、議案第68号、南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の変更に係る協議の件についてご説明申し上げます。

南大阪湾岸南部流域下水道組合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により泉佐野市、泉南市、及び阪南市と協議するにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、南大阪湾岸南部流域下水道組合は平成19年度中に解散を予定しており、解散後の事務継承を円滑に行えるように、事務継承について、あらかじめ関係市町で協議して定めることを南大阪湾岸南部流域下水道組合規約に追加する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の一部変更につきましては、本年6月議会の全員協議会におきましてご報告いたしました流域下水道事業の大阪府への一元化に伴うものであり、平成20年度当初から、大阪府において、流域下水道の建設及び維持管理を一体的に管理運営を行う予定であります。

規約の変更の内容につきましては、裏面と規約新旧対照表をあわせてごらんください。

南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の一部を変更する規約（案）

南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の一部を次のように変更する。

第14条の次に次の1条を加える。

(事務の継承)

第15条 組合の解散に伴う事務の継承については、関係市町の協議により、これを定める。

附則

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

以上が内容でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 本件につきましては、流域下水の組合を解散して、大阪府下で一元化するということが前提になっておりますので、そうなった場合に、住民的にどうなのかという点で危惧されることがありますので、その点について質問をさせていただきます。

以前の資料ですけれども、大阪府の包括外部監査報告という報告がされておまして、その中でさまざまな議論が出されておるんですけれども、建設のための地方債の償還費を維持管理経費に含める手段がないということを1つデメリットとして、この報告の中では指摘されているんです。どういう意味かといいますと、大阪府が、これまで建設してきたものに係る債務ですね、その債務を、これからかかっていく分もそうだと思いますけれども、地方債の債務を住民さんからいただく使用料の中に転嫁させるのではないかという危惧が、この中から読み取れるわけなんですけれども、その点について、私の危惧が誤りであればいいんですけれども、その点について、明らかにしていただきたいと思います。

○辻下正純議長 末原上下水道部長。

○末原上下水道部長 中原議員のご質問の、今まで、大阪府が流域下水道の工事に係る費用を今後の使用料の方に市町村が負担しなくてはならないかというご質問だと思うんですけども。維持管理費につきましては、大阪府の一元化についての報告のときに、一部説明させてもらったのをちょっと繰り返すことになるんですけども。

まず、基本的に統合することによって経費は縮減されるという説明をさせていただきました。なお、平成20年度から、大阪府の資本費の一部に、市町村が一部負担するというふうな形の負担区分の見直しを行うということが予定されております。その中で2つの項目があると思うんで

す。まず1点目は、平成20年度以降の改築事業に限定して、市町村負担を導入するということになりますので、改築事業となりますと、例えば、淡輪中継ポンプ場とか、こちらでは深日中継ポンプ場、流域の管渠がございます。この管渠については古くなってきた。それを改築せなあかん。そういうものについては、市町村も一部負担していくと。当然、今まで建設したものです。

今後、2点目は、新設する分、19年度末に流域下水道に係る府の起債残高及び20年以降に新設するものについては、市町村に負担を求めないということですんで、今まで、過去に流域が施行したものの起債の残高、府が持った起債の分と、今後新たに新設する分については市町村の負担を求めます。ですんで、今、議員がご指摘する、今までの分について、今回の取り決めによって市町村の負担がふえるのではないかとすることはないと考えております。

以上です。

○辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 今、答弁いただいた中で、今までの分については負担はないと。今後についても、答弁いただいたとおりですけれども、私が質問をいたしましたのは、2003年のものですが、大阪府の、あなたからいただいたものではありませんけれどもね。大阪府の外部監査の報告という中に触れられているくだりのことであります。それをご存じなければ、少しお話しにくい点がありますけれども。今後のねらいとして、住民に対して、使用料として債務の分の負担を転嫁していくというねらいが、そこから読み取れるということを私が申し上げているわけなんですけれども、今の時点では、先ほどご答弁あったとおりだと思うんですけれども、今後のことについては見通しはいかがでしょうか。

○辻下正純議長 末原上下水道部長。

○末原上下水道部長 ただいま中原議員のご指摘の事項については、2003年度ということをお聞きしました。実は、この南大阪湾岸南部流域下水道を統合するという話は、2003年度以降に発生しておりまして、現在、2007年ですから、2004年ぐらいから、泉佐野、岸和田、泉大津を含めた3組合が独自に、一括化して管理することによって経費を下げようという計画をしておりました。それ以降、その1年後ぐらいから、大阪府の方で一元化しようと、大阪府全体を一元化しようという話が生じた関係上、2003年度の大阪府に対する指摘については、現在、私の方が説明した内容で、市町村に関する負担はないというふうに理解しております。

以上です。

○辻下正純議長 中原議員。

○中原 晶議員 流域下水の一元化の問題は、確かにお聞きしてきた範囲では、２００４年ごろから始まっているということですが、ご存じだとは思いますが、大阪府としては、２０００年から、この構想はずっと持ち合わせておったのはご存じだと思います。それで、当時は、非常に大阪府主導的だったので、反発も強くてとんざしたというのがこれまでの経緯でして、今回改めて出てきたものについては、中身については、２０００年度から始まっていた中身と、ねらいは大きくは変わらないわけなんです。ですので、私が申し上げている、２００３年の文書についても、おそらく変わりはないであろうと、基本的な考え方については変わりはないであろうという判断に基づいて質問させていただいたわけであります。

その件については危惧が残される点ではあるんですけれども、ちょっともう３回目の質問ですので、ほかの点について少しお聞きしたいと思います。

何点かあるんですけれども、一元化になるということですが、大阪府下、水道料金、下水道料金はばらばらだと思うんですけれども、料金についてはどうなっていくのかという点と、一元化されますと、どうしても住民からは遠くなるということで、運営の上での民主的なものが守られる、そういう保障はどのようにされていくのか、そういう点。

その２点についてお聞かせください。

○辻下正純議長 末原上下水道部長。

○末原上下水道部長 中原議員の一元化に伴って、まず料金の件は、今後、岬町としてどうなるのかという件と、まず、その件についてお答えします。

現在、町の下水道料金といいますのは、資本費に係る分については、住民に負担を求めておりません。維持管理費、通常のポンプを運転するとか、薬を入れる、処理場で水をきれいにする、その維持管理費の約１００％を目指して料金設定をしております。今後、実際には、資本費も含めた形で料金をいただくべきであるという監査の指摘もございますので、それについては、また議会に提案させていただいて、使用料改定を行う予定としております。しかしながら、今回の一元化に伴いまして、維持管理費に係る部分が減額されることが予想されております。したがって、現在の料金体系も一元化していくことによって、今まで維持管理費が１００％回収できたものが、それ以上に、資本費の部分にでも回収できる部分が生じてくると思っておりますので、今回の一元化については、料金を値上げすることについて、幾分かでも助けになるのではないかと考えております。

あと、もう１点の運営にかかわる件でございます。

運営につきましては、現在、組合議会というのが開催して、決算並びに予算については審査し

ていただいております。この件につきましては、今後、各市町のトップを主としたものが、組合議会にかわるものとして運営される予定をしております。その下に、部長クラスで幹事会というふうな形で、運営に関することについて審査をしていくという予定をしておりますので、距離が遠くなるという面は、私としては関係ないと思っております。

以上です。

○辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

和田勝弘議員。

○和田勝弘議員 府に一元化するというんですか、これについては、私、ちょっと心配しているんですけどね。町長に一遍お聞きしたいんですけど。前の全協で質問したときは。

○辻下正純議長 和田勝弘議員、済みません、あんた、事業委員会のメンバーに入っておられるんで。

○和田勝弘議員 これは本会議やろ。

○辻下正純議長 本会議です。

○和田勝弘議員 本会議やったらかめへんやろ。本会議でできへんというものない。

○辻下正純議長 どうぞ。

○和田勝弘議員 部長の説明で、楠木までのことはというて、心配せんでもええという話というんですか、大いに動いていくということを聞いているんですが。今度、一元化した場合、新設についても変わらぬあれでいくと。違いはないということを聞いているんですが、私はやっぱり一元化するということは、どうも楠木までが心配するんですわ。ひとつ町長に聞きますけど、前に部長は動いていくというんですか、やりますというような話聞いているんで、町長にその一言だけ、ちょっとお聞きしておきたいんですけど。楠木までの延長ですけど、流域下水道の、それをどのくらい、町長やってもらえるのか。これ、私のあれですけど、町長は楠木までやってくれるという意思があるんかないんか。それと、賛成するに当たって、ちょっとその点だけ聞いておきたい。

○辻下正純議長 石田町長。

○石田町長 和田議員のご質問にお答えいたします。

前回、上下水道部長がお答えしていましたように、流域に関しましては、端っこ、ここが今とまっているという部分でなく、これはできるだけ、これからも頑張っていくという部長答弁、それに変わりはございませんし、私どもも、それに向かって一緒にやっていくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

○辻下正純議長 ほかに質疑ございませんか。

奥野 学議員。

○奥野 学議員 今、末原部長からいろいろご説明いただいたんですけれども、府が一括いろいろと、これから全域を維持管理を含めてやっていくということなんですけれども、平成20年までの部分については資本費を含むと。料金体系は安くなろうであろうというご説明でありましたけれども、今、機械の新しいうちは、当然、改修の費用は要らないわけでありますけれども、年々、毎年使っていく中で、その費用は当然付加がかなりの大きな額が改修費用というのも当然かかってこようと思うんです。そこらあたり、もう少し料金が安くなるから合併したらええというものではないと思いますので、料金体系的なものをもう少し具体的にご説明いただけますでしょうか。

○辻下正純議長 末原上下水道部長。

○末原上下水道部長 ただいま、奥野議員から、料金体系について、今回の一元化がどのように反映されるかというご質問でございますが、料金というのは、先ほどの維持管理費と、あと、資本費という2種類のものを、当然、企業としては回収していかなあかん。水道のように考えていきますと、当然、その使用料で賄っていかななくてはならない事業です。しかしながら、下水道は、今、進めている途中でありますので、一般会計の繰り入れに頼っている状況です。といいますのは、使用料で維持管理費及び資本費がペイできてないということです。

したがいまして、今回の料金体系については、私の方としては、下がっていくというのではなく、住民さんに係る負担が安くなる。一体、一元化することによってスケールメリットが働いて、町が支払うべき負担金が少なくなるということで、町としては助かってくる。したがいまして、今の料金体系を維持しても、維持管理費の100%以上、資本費に係る分もペイできるようになるので、今後の値上げのスピードを少しでも落とせるという考えのもとに、一元化を進めていきたい。したがいまして、それによって料金体系を上げるのを幾分かでもおくれさすという考えで提案させていただきました。

以上です。

○辻下正純議長 奥野 学議員。

○奥野 学議員 もう1点、済みません。

それと、各市町村の中で、ポンプ場が、岬町でいいますと、2カ所、淡輪と深日でありますけれども、その辺の費用負担の割合というのは、当然、地区にあるものについては、地元の市町村が負担が多くなるというふうに解釈しとけばよろしいんでしょうか、その辺について。

○辻下正純議長 末原上下水道部長。

○末原上下水道部長 奥野議員の地元にある施設については、地元負担になるんじゃないかという

ご質問でございますが、これは大阪府、例えば、現在、南大阪湾岸流域下水道で、泉佐野市以南、泉南、阪南、岬町はやっていますね。その施設について、新たに改築が必要であるとか、増築が必要になれば、その組合で費用分担をしていくということですが、今回、大阪府が一元化して管理することになりますと、ずっと、堺、また北の方も豊中とか含めて、全体な計画を立てることによって、それを一元化して、負担を求めていくということになりますので、現在の深日とか淡輪にある部分も、ポンプ場も確かにあるんですけども、他の地区にもポンプ場いろいろございます。そのあたりは、全体の方で判断して、地区ごとの改修ではなく、大阪府が一元管理する上で、必要の負担金を皆さんに負担していただくというような形になると考えております。

以上です。

○辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

最初は、反対討論。中原議員。

○中原 晶議員 非常に悩ましいところなんですけれども、あれこれお聞きした以外の点でも、危惧する点は数点感じておるところなんですけれども。今回の一元化については、流域下水の建設がほぼ終わったということを前提にされておまして、そうであれば、当然、維持管理がメインの業務になるということなんですけれども、まだ岬町においては、必ずしもそうとは言えないという点もありますし、もう1点、先ほど質問の中でもご答弁もいただきましたけれども、1つ、大阪府のねらいの点が明らかにされていないと。今後、使用料の中に債務の償還が転嫁される可能性について、大きく危惧しているところであります。

また、先ほどのご答弁の中で、料金値上げの緩和の助けにはなるということなんですけれども、値上げをする方向としては変わらないということです。住民負担を考えた場合に、賛成しかねるという立場であります。

以上です。

○辻下正純議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより議案第68号「南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の変更に係る協議の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○辻下正純議長 起立多数であります。よって、議案第68号は可決されました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 それでは、ただいまより10分間休憩します。

(午前11時04分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○辻下正純議長 日程9、議案第69号「工事請負契約中変更の件（（仮称）観光交流センター新築工事）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程9、議案第69号、工事請負契約中変更の件（（仮称）観光交流センター新築工事）についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、本工事は、現在施工中でございますが、工事内容の一部変更によりまして契約金額の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事につきましては、平成19年3月7日議決に係る（仮称）観光交流センター新築工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものでございます。

契約金額、変更前が8,137万5,000円、うち消費税及び地方消費税が387万5,000円を、変更後8,563万6,950円、うち消費税及び地方消費税を407万7,950円に変更するものでございます。増額といたしまして426万1,950円の増額でございます。

契約の相手方は、大阪市西区立売堀一丁目3番13号、名工建設株式会社大阪支店、執行役員支店長 加藤雄三でございます。

主な変更内容といたしましては、海釣り公園の指定管理者が確定したことに伴いまして、釣り

栈橋の照明や放送設備、また、引出暗渠の給排水設備等について協議を行い、これらの整備内容が確定したため、本工事に追加するものでございます。

また、大阪府が実施する道の駅の整備内容が確定したことに伴いまして、交流センター敷地との取り合い部分等のフェンスや門扉の設置を本工事に追加するものでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

田代 堯議員。

○田代 堯議員 別段反対ではないんですけども、今の説明の中で、指定管理者が決定したので、釣り栈橋の部分の照明ないし、給排水ですか、大阪府との境界、道の駅の境界のフェンス等の追加やと、それはよく理解できるんですけども、当初の本体のときに、そういった照明とか栈橋への照明、当然、これは最初から、ある程度の時間帯、夕方になると暗くなるということやら、いろいろ構想についても必要であったんちがうかなと私は受けるんですけど。当初の計画には、そういったものは組み込まれてなかったんかな、その点だけ、ちょっと確認の意味でしたいと思います。

○辻下正純議長 松永事業部長。

○松永事業部長 当初発注の段階で組み込まれていなかったかというご質問でございます。当初発注では、そういう関係の部分につきましては、例えば、引出暗渠の中の水槽等について、必要かどうかという点も、指定管理者との協議をしないと、運営上の問題がございますので、入れておりませんでしたし、栈橋の照明等につきましても、容量によって、よくご存じですが、引き込みのケーブルの太さとか、そういうのが大きく変わりますので、そのあたりについても漁業関係者と指定管理者の運営の仕方等でワット数が変わるとか、そういう大きな問題がございますので、最初は設計の中に組み込んでおりませんでした。

以上でございます。

○辻下正純議長 ほかに質疑ございませんか。

鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 今、増額の内容、3、4件おっしゃってくれましたけども、以後も4、500万ぐらいとか、そういう追加的な要素が出てくると思うんですよ。これ1枚持っていると、聞いてもすぐ抜けますんで、裏面でも、大体大まかなところ、こういう理由で増額したと。詳細は要りませんけども、そういう項目ぐらいは書いていただいた方がいいと思いますんで、その点どう

ですか、今後、こういうことがあると思いますんで、ちょっとその辺をお伺いします。

○辻下正純議長 総務部長。

○中口総務部長 議案の体裁上、一応、議案としての体裁上はそういう形で出さざるを得んと。そういう中で、参考資料として、今後、そういうことも考慮していきたいというように考えております。

○鍛冶末雄議員 お願いします。

○辻下正純議長 ほかにございませんか。

○中原 晶議員 今ご説明の中で、指定管理者の決定後、話し合いによって追加する工事があるという説明がされましたけれども、一部追加については、追加するということは、あらかじめわかっていたことであるとお聞きしておりますけれども。そうであるならば、1つご質問ですけれども、入札のときに、今後、この工事に関して、追加工事があるということをほかの業者、すべての業者に明示した上で入札を行ったのかどうかという1点をお聞きしたいと思います。

○辻下正純議長 南副理事。

○南総務部副理事兼総務法制課長 入札の部分についての回答を申し上げます。

入札のときに追加工事があるというような状況での入札は行っておりません。

以上です。

○辻下正純議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員、反対討論ですか、賛成討論ですか。どちらですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○辻下正純議長 まず、先に反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 なければ賛成討論、中原議員。

○中原 晶議員 先ほど質問にご答弁いただいた点が、1つ気になる点ではあります。お答えいただいたとおり、入札のときに、この件にかかわって、追加工事があるということをすべての業者に明らかにして入札を行っていないという点では、入札条件の公正を欠いていると。そういう意味で不透明というそしりは免れないというふうに私は考えます。

さらに、追加工事の内容をお聞かせいただきましたけれども、いかほどのものになるのか、素

人ですので、私には見当つきませんが、照明や放送設備なんかは、一定必ず必要なものでもありますし、当初からこれを建設するということであれば、必要な工事一式を予測して予算化するというのが本来ではないかなと思いますので、その点も気になる点であります。

そのようなことに、今後よくご留意いただきまして、運営等進めていただくように申し上げまして、賛成討論といたします。

以上です。

○辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより議案第69号「工事請負契約中変更の件（（仮称）観光交流センター新築工事）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第69号は可決されました。

○辻下正純議長 日程10、議案第70号「郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

○竹本企画部長 日程10、議案第70号、郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成19年10月1日から施行されることに伴い、関係条例の整理を行うものであります。

郵政民営化法は、日本郵政公社を解散し、郵便貯金銀行など5つ新会社を設立するなど、いわゆる国に属していた郵政事業を民営化するもので、諸制度が改正されますので、これらに応じて、関係する条例の文言を改めるものです。

条例案をごらんください。

第1条は、職員等の旅費に関する条例にある「、郵便等」を新たな制度の文言に改めるものです。

第2条は、岬町手数料条例の文言を新たな制度の文言に改めるものです。

第3条は、岬町国民健康保険条例にある「農業協同組合、銀行又は郵便局等」などを「金融機関」に改めるものです。

では、新旧対照表をごらんください。

職員の旅費に関する条例では、右側の旧の欄にある「、郵便等」を左側の新しい欄にある下線の文言「、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便等」に改めるものでございます。

次に、岬町手数料条例では、右側の旧の欄にある「郵便」及び「、郵送料」について、左側の新しい欄にある下線の文言「郵便等」及び「、郵便等に要した費用」にそれぞれ改めます。

また、5条の郵便の後に、先ほどの旅費の条例と同様の民間事業者による信書の送達に関する法律の新しい制度の文言を加えるものでございます。

次に、岬町国民健康保険条例では、右側の旧の欄にある「農業協同組合、銀行又は郵便局等」などを左側の新しい欄にある下線の「金融機関」にそれぞれ改めるものでございます。

この条例の施行日は、平成19年10月1日でございます。

以上が条例改正の内容でございます。

本件につきましては、職員等の旅費に関する条例と岬町手数料条例につきましては総務文教委員会、国民健康保険条例の部分については厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生各委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生各委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、厚生各常任委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 日程11、議案第71号「岬町障害者施策推進協議会条例を制定する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程11、議案第71号、岬町障害者施策推進協議会条例を制定する件について説明させていただきます。

提案理由としまして、障害者基本法に基づき、本町の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、本条例を制定するものです。

条例案の概要について説明をさせていただきます。議案書をお開きください。

岬町障害者施策推進協議会条例（案）

第1条は、設置を定めたもので、障害者基本法第26条第4項の市町村は条例で定めるところにより地方障害者施策推進協議会を置くことができるの規定に基づいて置くものでございます。

第2条は、その任務として、本町の障害者施策の総合的、計画的推進を図るために必要な事項及び関係機関の連絡調整を要する事項について、調査審議する機関と位置づけるものであります。

第3条は、組織として、定数を15名以内と定め、同条第2項では、委員の委嘱の分野について、学識経験者、障害者の当事者、障害者福祉事業者、一般公募、関係行政機関の5分野から町長が委嘱または任命すると定めたものでございます。

第4条は、委員の任期として、2年と定めております。同条第2項は、失職の規定であり、第3項は、委員が任期途中で欠けた場合のかわりの委員の任期を前任者の残任期間とする規定でございます。

第5条は、協議会の代表として、会務を総括する会長の設置規定であり、委員の互選により選出する旨を定めたものです。また、第3項では、会長が事故あるときの職務代理者について定めたものです。

第6条は、定めのない事項については規則で定める旨の委任条項であります。

なお、規則の内容につきましては、厚生委員会資料に参考までに添付しておるところでありますので、ご参照いただきたいと思います。

また、附則としまして、第1条で、施行期日を公布の日とし、第2条では、委員の報酬としま

して、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表の一部を改正し、新たに岬町障害者施策推進協議会の項を設け、会長は月額8,700円、委員においては月額7,500円と定めるものであります。

以上が岬町障害者施策推進協議会条例（案）の概要でございます。

なお、本条例案につきましては、厚生常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

田代 堯君。

○田代 堯議員 ちょっとお尋ねしたいんですけども、障害者基本法に基づいて、昭和45年の基本法なんですけれども、今回、新たに岬町障害者施策推進協議会条例（案）というのが出てきて、説明あったんですけども、今までは、これ新たに設置するということになるわけですけども、今までは、障害者のこういった協議会というのはなかったのか、どのような形で今までやってこられたのか、その点をちょっとお聞かせ願いたい。

○辻下正純議長 芦田福祉部長。

○芦田福祉部長 田代議員のご質問にお答えします。

今般、第26条の第4項で、障害者施策推進協議会を条例を設置して、設置することができるという規定は新たに設けられた条項でありまして、今まではこういう法的な根拠がない中で、各市町村独自にそういう協議会的なものをつくって運営していたところがありますけれども、今回、法的な根拠ができましたので、岬町としても協議会を設置することにいたしました。

以上です。

○辻下正純議長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町障害者施策推進協議会条例を制定する件」については、

会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 日程12、議案第72号「岬町漁業集落排水処理施設条例を制定する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 日程12、議案第72号、岬町漁業集落排水処理施設条例を制定する件について説明申し上げます。

提案理由といたしましては、小島地区漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関し、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

裏面を参照願います。

本条例は、目次にありますように、第1章、総則から第8章、過料の全27条及び附則までの構成となっております。

第1章、総則につきましては、第1条から第3条となっております。

第1条では、小島地内に漁業集落排水処理施設を設置すること、第2条では、用語の定義、第3条では、排水処理施設の供用開始の告示等について定めたものです。

次に、第2章、排水設備の設置等につきましては、第4条から第8条となっております。この章では、個人等の敷地内の排水設備設置等について定めたものです。

第4条では、排水処理施設の供用が開始された場合、敷地内の排水設備設置改修、修繕などの設置義務等について、第5条では、供用を開始する日から3年以内に、くみ取り便所は水洗便所に改造しなければならないといった改善義務、第6条では、排水設備の新設等の確認、第7条では、排水設備の工事の実施、第8条では、排水設備の工事検査について定めたものです。

次に、第3章、排水処理施設の使用につきましては、第9条から第14条となっております。この章では、本町が整備した排水処理施設の使用に当たっての事項を定めたものです。

第9条では、特定事業所からの汚水の排除、第10条では、除外施設の設置等、第11条では、し尿排除の制限、第12条では、排水処理施設の一時使用、第13条では、使用開始等の届出義

務、第14条では、使用の制限について定めたものです。

次に、第4章、使用料につきましては、第15条の1条となっております。ここでは、排水処理施設の使用料について定めたもので、岬町下水道条例の使用料の規定を準用するというものでございます。

次に、第5章、行為の許可及び占用につきましては、第16条から17条となっております。この章では、排水処理施設の接続以外の項について定めたものです。第16条では行為の許可、第17条では占用について定めたものです。

次に、第6章、雑則につきましては、第18条から第21条となっております。この章では、第18条では損害賠償の義務、第19条では特別な場合の公共ます及び取付管の新設、第20条では改善命令等、第21条では監督処分等について定めたものです。

次に、第7章、分担金につきましては、第22条から第23条となっております。この章では、本町が整備する排水処理施設の費用の一部を受益者に負担していただくものを定めたものです。

第22条では、負担金の額につきまして、土地の面積に対し、1平方メートル当たり420円を掛けて得た額とするもので、公共下水道と同額としたものです。

第23条では、分担金の賦課及び徴収について、岬町下水道事業受益者負担に関する条例の規定に準用するとしたものです。

次に、第8章、過料につきましては、第24条から第27条となっております。この章では、この条例に違反した者などに科せられる過料について定めたものです。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成19年10月1日から施行するものです。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町漁業集落排水処理施設条例を制定する件」については、

会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 日程13、議案第73号「政治倫理の確立のための岬町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

○竹本企画部長 日程13、議案第73号、政治倫理の確立のための岬町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成19年10月1日に施行されること等に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

今回の改正の概要につきましては、郵便貯金法の廃止に伴い、郵便貯金に係る規定を削るとともに、証券取引法の改正に伴う字句の整理を行うものであります。

新旧対照表をごらんください。

第2条第1項第4号中、右ページの下線の「預金から貯金及び郵便貯金」までを左ページの新たな制度の文言「及び貯金」に改め、第5号を削り、第6号中「証券取引法」を新たな制度の文言「金融商品取引法」に改め、同号を5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げるものです。

施行期日といたしましては、この条例は、平成19年10月1日から施行するものでございます。ただし、第2条第1項の改正規定、第4号の改正は除きますけれども、につきましては、証券取引法の改正より、平成19年9月30日から施行するものでございます。

以上が条例改正の内容でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「政治倫理の確立のための岬町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 日程14、議案第74号「岬町基金条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 日程14、議案第74号、岬町基金条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

多奈川小島地区に整備される海釣り公園につきましては、指定管理者に管理委託を行うことといたしておりますが、将来の大規模改修や海釣り公園を岬町の観光拠点として、魅力を発信していくために必要な経費を賄うため、指定管理者が町に支払う施設整備負担金を基金として積み立てたく、海釣り公園管理基金を設けるものであります。

裏面の条例改正案及び次ページ以降の新旧対照表をごらんください。

第1条第1項の表に海釣り公園管理基金の項を設けて、設置の目的を海釣り公園の維持管理運営に必要な資金を積み立てることと定めるものであります。

以上が岬町基金条例の一部を改正する件の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託される予定であると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思

います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町基金条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 日程15、議案第75号「社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程15、議案第75号、社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の一部を改正する件について説明させていただきます。

提案理由としましては、本条例の根拠法であります社会福祉事業法で、法の名称そのものの改正及び条項の移動があり、今回、その他の語句の整理も含めて、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正案の概要につきましては、次ページ及び新旧対照表をご参照ください。

社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条の根拠法令名及び条項を社会福祉事業法第56条第1項から、改正後の社会福祉法第58条第1項へ改正するものであります。

これは、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと名称を改正され、同時に根拠条項も、内容は変わっておりませんが、条項が第56条第1項から第58条第1項へ移動していることから、今回、改正を条例に反映するものであります。

あわせて、語句につきまして、本条例中「手続き」と語尾に「き」をつけておりましたが、正確には「き」をつけない漢字二字の「手続」であることから、今般修正することにしたものであ

ります。

附則としましては、施行日を公布の日からと定めるものです。

なお、本改正は、本来、平成12年の社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律ということで、8本の法律を一遍にまとめて改正するという改正が行われました。その改正の直後に行うべき改正でありましたが、他の条例等では必要な改正を行っていたものの、本条例について点検を当時怠っており、今回の改正となったことを、この場をかりておわび申し上げます。

以上が社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の一部を改正する条例案の概要でございます。

なお、本条例案につきましては、厚生常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 日程16、議案第76号「岬町立幼稚園条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育部長、岡田耕治君。

○岡田教育部長 日程16、議案第76号、岬町立幼稚園条例の一部を改正する件についてご説明申し上げます。

本件は、岬町立幼稚園条例の第2条中、定員の「201人以内」を「175人」に改めるものです。これは、国の幼稚園設置基準に合った定員とするため、本条例に所要の改正を行うものがあります。

新旧対照表をごらんください。

旧の201人以内というのは、昭和50年代に、これは定員が40名以下が望ましいとされていたときの定員で、淡輪幼稚園は保育室が5つでございますので、200名でございますが、201名となっておりましたのは、当時の希望者、定員を反映したものであると聞いております。今回、175人にいたしますのは、1学級以内35人以下が望ましいというものの基準を反映させるものでございます。

本件は、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町立幼稚園条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 午後1時から再開しますんで、よろしくお願いします。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○辻下正純議長 日程17、議案第77号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

○石田町長 日程17、議案第77号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件につきましてご説明いたします。

現在、岬町教育委員会委員の野間泰輔氏は、平成19年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

野間氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。

以上、同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより議案第77号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第77号は、これに同意することに決定しました。

○辻下正純議長 日程18、議案第78号「岬町（淡輪・多奈川）地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

○石田町長 日程18、議案第78号、岬町（淡輪・多奈川）地区財産区管理委員の選任について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

両地区の財産区管理委員の任期が、平成19年10月1日をもって満了となりますので、それぞれ淡輪財産区につきましては、岩田五郎氏、川島明夫氏、北風眞幸氏、坂原利博氏、高木 昇氏、辻 俊盛氏、淵原晴治氏を、そして、多奈川財産区につきましては、磯打修三郎氏、小坂英士氏、榊原勝秋氏、田中 悟氏、辻瀬 工氏、西本幹生氏、山下孝男氏、以上それぞれ各地区7名ずつ、いずれも再任をしたいと思いますので、岬町財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻下正純議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより議案第78号「岬町（淡輪・多奈川）地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第78号は、これに同意することに決定しま

した。

○辻下正純議長 お諮りします。

日程１９「平成１８年度成果報告・決算に関する説明」及び日程２０、議案第７９号「平成１８年度岬町一般会計決算認定の件」から、日程３３、議案第９２号「平成１８年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの１５件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、日程１９「平成１８年度成果報告・決算に関する説明」及び日程２０、議案第７９号「平成１８年度岬町一般会計決算認定の件」から、日程３３、議案第９２号「平成１８年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの１５件は、一括議題にすることに決定しました。

これより平成１８年度の成果報告・決算に関する説明を求めます。副町長、平 徹也君。

○平副町長 日程１９、平成１８年度成果報告・決算に関する説明に続きまして、日程２０、議案第７９号、平成１８年度岬町一般会計決算認定の件、日程２１、議案第８０号、平成１８年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件、日程２２、議案第８１号、平成１８年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件、日程２３、議案第８２号、平成１８年度岬町老人保健特別会計決算認定の件、日程２４、議案第８３号、平成１８年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件、日程２５、議案第８４号、平成１８年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件、日程２６、議案第８５号、平成１８年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件、日程２７、議案第８６号、平成１８年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件、日程２８、議案第８７号、平成１８年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件、日程２９、議案第８８号、平成１８年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件、日程３０、議案第８９号、平成１８年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件、日程３１、議案第９０号、平成１８年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件、日程３２、議案第９１号、平成１８年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件及び日程３３、議案第９２号、平成１８年度岬町水道事業会計決算認定の件につきまして、地方自治法第２３３条第３項及び地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、一括提案申し上げます。

なお、平成１８年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書をあらかじめ配付いたしております。これらの資料をもとに主要施策の成果に関して

説明させていただきます。

さて、現下の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高い水準にあることや、社会保障関係経費の自然増等により、平成8年度以降11年連続して地方交付税の財源不足が生じるという深刻な事態に直面しております。

また、地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により借入金残高が累積しており、平成18年度末においては、地方債残高が143兆円、これに交付税及び譲与税配当金特別会計の借入金残高及び普通会計での償還財源を負担することとなる公営企業債残高を加えると、借入金の総額は204兆円に達する見込みで、その償還が将来の財政運営を圧迫することが強く懸念される状況となっております。

このため、徹底した事務事業の見直しや行財政運営の効率化等を推進して、歳出の抑制を図るとともに、経済の活性化を通じた税収の増加に努めることなどにより、財政収支を改善し、財政の健全化を進めることが急務とされております。

本町の財政におきましては、地域経済はいまだ低迷し、地価においても下げどまりせず、下落が続いているため、町税は減収しております。これに加えて、国の三位一体の改革による歳入の減少が危惧されております。こうした厳しい状況のもと、財政再建団体への転落を回避するべく、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化を図るべく、平成18年3月に策定した岬町集中改革プランに基づく健全化推進項目を実施してまいりました。

平成18年度の本町の一般会計決算は、引き続き黒字決算となったものの、財政構造の硬直化が一段と進み、財政状況は一層厳しさを増しております。

歳入におきましては、三位一体改革等により、地方交付税、国庫支出金及び府支出金が減少するとともに、地価の下落などの大きな影響を受け、町税は前年度に引き続き減少しております。一方、関西国際空港二期事業土砂採取・供給工事跡地整備事業の着手により、受託事業収入が大幅に増加しております。

歳出におきましては、集中改革プランの取り組み等により、人件費、物件費が減少するとともに、扶助費及び公債費についても、前年度に比べ減少したものの、依然、義務的経費を中心に、本町の財政を大きく圧迫した結果、多額の財源不足が生じ、公共施設整備基金等の繰り入れにより財源を補うという非常に厳しい財政運営を求められました。

このような厳しい財政状況の中で、住民の信託にこたえ、第3次総合計画の基本目標である「笑顔あふれる いきいきタウン みさき」を目指し、集中改革プランと整合させながら、総合計画に係る実施計画を中心とした施策を推進してまいりました。

それでは、平成18年度に実施いたしました施策の概要について、総合計画の5本の柱に沿って説明を申し上げます。

まず、「自然のもとで、元気に安心して暮らせるまち」についてでございます。

在宅介護支援センター運営事業では、岬町地域包括支援センターを設置し、保健・福祉・介護サービスの効果的な提供に向け、専門家等の地域ケア会議の意見等をもとに、事業展開を行いました。また、身近で、24時間365日、緊急時の相談等ができるように地域型在宅介護支援センターを設置し、閉庁時でも住民のニーズにこたえることのできる環境の整備を行いました。

また、さらなる障害者の社会参加促進・障害者福祉サービスの実施のため、岬町第2次障害者基本計画と障害者自立支援法の規定に基づく障害福祉計画を策定し、支援費制度では、対象外であった精神障害者福祉も市町村が実施主体となったことも踏まえ、障害者医療助成事業・障害者介護給付等認定調査・認定審査会の経費支出等の施策により、障害のある方々も家庭や地域で通常の生活ができるノーマライゼーションの理念の実現に向け施策を講じました。

子育て支援につきましては、さまざまな問題を抱える現在の子育て環境問題にこたえるため、緑ヶ丘保育所に子育て支援センターを設置し、育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等の支援や子育てに関するさまざまな情報等を発信しております。また、各小学校において、子育て支援放課後児童健全育成事業を継続実施し、安心して子育て中の親が働ける環境も確保しました。

次に、「自然にふれあい、心豊かに暮らせるまち」についてであります。

将来発生すると言われている大地震に備え、避難所の1つに指定されている深日小学校体育館の耐震補強に係る実施設計を実施し、老朽化が進む淡輪小学校校舎の大規模改造も行いました。また、第二阪和国道延伸工事に係る文化財発掘調査事業も行いました。

教育関係では、外国青年招致事業として2名の外国人講師を小・中学校、幼稚園に配置し、英語教育の普及に努めました。また、複雑、深刻化する子供たちの生活環境で発生する問題を臨床心理の専門家スクールカウンセラーを現場に配置することで、悩みや問題を抱えた子供が初期段階で相談・解決できる環境の整備と、教職員が子供たちにどのように対応するべきかについても、相談できる環境を整備しました。

また、学校・地域・家庭が共同することで教育力の再構築を目指し、総合的教育力活性化事業を実施しました。

次に、「自然を生かして、いきいき魅力満載のまち」についてであります。

淡輪ときめきビーチ周辺地域でマリンフェスティバルを開催しました。花火大会は中止しまし

たが、ビーチバレー大会等を実施し、にぎわいと集客に努めました。

海釣り公園整備事業では、関西国際空港二期事業の土砂搬出使用した栈橋を改修するなど、19年秋の海釣り公園のオープンを目指して、整備を実施しました。

深日漁港・小島漁港整備事業では、都市住民が漁業に触れ合うことのできる施設の整備を図るとともに、船曳網漁業の拠点漁港や環境施設の整備を行うことによって、漁業集落の活性化を図ることを目的として、大阪府が事業主体となり、漁港漁場整備長期計画により、埋め立て等の漁港整備を進めました。

次に、「自然を守り、安全で快適に暮らせるまち」についてであります。

自然豊かな岬町の環境を守るため、自然海浜保全事業や公共エリアの景観や環境を守るため、町・府・国と地域住民との協働により、長松自然海浜保全地区を含めた海岸線、深日ロータリー、多奈川東交差点周辺等において里親制度を導入し、清掃活動等を行っております。また、翌年度の淡輪火葬場の運営に指定管理者制度を導入し、なお一層のサービスの向上を図るため、導入準備を行いました。

防災関係では、地域防災計画に基づき、災害時に応急的な食糧等の物資の供給を行うことで、被災者の生活を安定させることを目的として、災害用物資の備蓄を図り、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプを購入し、有事における初期対応環境の整備に努めました。

次に、「自然と共生し、便利に暮らせるまち」についてであります。

交通不便者等の移動手段を確保するために、平成13年度から路線バス事業者に運行補助を行っておりますが、平成18年度においては、バス利用者数は年間約25万人、1日当たり約600から700人となり、広く住民に定着しているところです。

また、本町の最重要課題の1つであります、第二阪和国道の延伸につきましては、淡輪ランプまでの早期供用に向け、用地買収や工事用道路の建設等、延伸事業が鋭意進められており、平成18年3月には、岬町深日ランプから和歌山市大谷ランプ間が、新たに整備区間に指定されました。

次に、漁業集落排水整備事業については、公共下水道計画区域外で下水道施設が未整備な状況であり、生活排水による周辺海域の水質悪化が懸念される小島地区において、地区水産業の活性化及び生活環境の改善を目的に実施するもので、平成18年度は管渠埋設工事を行いました。

土砂採取跡地の整備につきましては、大阪府から受託事業として、平成18年度から多目的公園の整備が始められ、平成18年度は跡地内の水路の整備を行いました。土砂採取事業につきましては、関西国際空港二期事業土砂採取跡地約128ヘクタールのうち、平地部の約60ヘクタ

ールについて多目的公園として、平成18年度から24年度にかけて、大阪府が、水路、道路、多目的広場、緑地などの整備を行うもので、平成18年度は大阪府から工事を受託し、水路の整備や植栽の整備を行いました。

以上、平成18年度における主要施策の概要につきましてご説明申し上げましたが、これらの成果につきましては、議員各位並びに住民の皆様方の多大なるご支援、ご協力によるものと深く感謝するものでございます。

次に、各会計の収支状況につきましては、総務部長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○辻下正純議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 それでは、各会計ごとの全般的な決算の概要についてご説明いたします。

決算書とともに送付いたしております平成18年度決算説明資料をごらんいただきたいというふうに思います。

資料の1ページをごらんください。

まず、会計別決算の状況でございます。一般会計につきましては歳入決算額は75億6,576万9,000円、歳出決算額は75億2,367万2,000円、歳入歳出決算差引額は4,209万7,000円となっております。これから翌年度への繰り越すべく財源2,194万7,000円を差し引いた実質収支は2,015万円の黒字決算となっております。

一般会計決算は、歳入におきましては、歳入の根幹をなす町税は、前年度から引き続き減少するとともに、三位一体改革等によりまして、地方交付税、国庫支出金及び府支出金が減少いたしております。

一方、歳出におきましては、集中改革プランの取り組み等によりまして、人件費、物件費が減少するとともに、維持補修費や扶助費が減少いたしております。しかし、過去に発行いたしました地方債の借りかえを実施したため、財政規模を大きく引き上げることになり、前年度に比べ、歳入が12.7%、歳出が12.5%と、それぞれ増加しております。

町税、地方交付税及び臨時財政対策債等の一般財源が前年度に引き続いて減少するとともに、依然、義務的経費を中心に、本町の財政を大きく圧迫した結果、多額の財源不足が生じたことから、公共施設整備基金等の基金繰入金により財源を補い、収支を調整するという非常に厳しい財政運営を求められたところでございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入決算額は1,578万8,000円、

歳出決算額は1,990万8,000円となっており、歳入歳出決算差引額412万円の歳入不足額につきましては、翌年度、繰上充用金で補っております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は24億6,371万円、歳出決算額は24億5,843万2,000円となっており、歳入歳出決算差引額は527万8,000円となっております。これから翌年度への繰り越すべく財源485万円を差し引いた実質収支は、42万8,000円の黒字決算となっております。

次に、老人保健特別会計につきましては、歳入決算額は22億2,993万円、歳出決算額は22億1,614万7,000円となっており、歳入歳出決算差引額1,378万3,000円の黒字決算となっております。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は6億9,153万8,000円となっております。

漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は1億7,133万4,000円となっております。

次に、介護保険特別会計（保険事業勘定）につきましては、歳入決算額は14億9,324万1,000円、歳出決算額は14億3,778万8,000円となっており、歳入歳出決算額差引額5,545万3,000円となっております。これから翌年度へ繰り越すべく財源330万7,000円を差し引いた実質収支は、5,214万6,000円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましては、歳入決算額は595万円、歳出決算額は465万9,000円となっており、歳入歳出決算額差引額129万1,000円の黒字決算となっております。

次に、淡輪財産区特別会計につきましては、歳入決算額は1,699万5,000円、歳出決算額は813万1,000円となっており、歳入歳出決算差引額886万4,000円の黒字決算となっております。

深日財産区特別会計につきましては、歳入決算額は4,069万4,000円、歳出決算額は2,646万3,000円となっており、歳入歳出決算差引額1,423万1,000円の黒字決算となっております。

多奈川財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は3,030万3,000円となっております。

谷川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は371万9,000円、歳出決算額は205万9,000円となっており、歳入歳出決算差引額166万円の黒字決算となっております。

次に、住宅用地造成事業特別会計につきましては、収益的収入額はゼロ円、収益的支出額は1万4,000円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた1万4,000円が当年度純損失となっております。前年度繰越利益剰余金が1,616万7,000円となっておりますので、平成18年度末処分利益剰余金が1,605万3,000円でございます。

次に、水道事業会計につきましては、収益的収入額は5億3,288万1,000円、収益的支出額は5億8,906万9,000円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた5,618万8,000円が当年度純損失となっております。前年度繰越利益剰余金が4,636万9,000円となっておりますので、平成18年度末処理欠損金は981万9,000円でございます。

また、資本的収入額は7,082万7,000円、資本的支出額は2億3,517万4,000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,434万7,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんしたところでございます。

次に、2ページをごらんください。

普通会計財政収支の状況でございます。普通会計は、地方財政に関する各種統計等に用いられる会計でございます。一般会計に公益事業会計を除く各種の特別会計を合算いたしまして、重複額や借換債を控除して算出されるものでございます。本町におきましては、普通会計の範囲は、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を加えたものとなっております。

平成18年度普通会計の歳入総額は62億9,722万2,000円、歳出総額は62億5,924万4,000円で、翌年度に繰り越すべく財源1,194万7,000円を差し引いた実質収支は1,603万1,000円の黒字決算となっております。

歳入の特徴といたしましては、町税が地価の下落や景気の低迷等によりまして、対前年度比1億2,706万7,000円、三位一体改革等により地方交付税が対前年度比3,121万9,000円、地方債が対前年度比1億2,350万円と、それぞれ減少となっております。この財源不足を補うために、公共施設整備基金等から1億1,900万円の基金の取り崩しを行いました。

また、歳出につきましては、集中改革プランの取り組み等によりまして、退職手当を含む人件費が対前年度比6億7,258万1,000円、物件費が対前年度比1億6,381万1,000円と、いずれも大きく減少するとともに、扶助費及び公債費につきましても、対前年度比1,967万6,000円、1,894万円とそれぞれ減少いたしております。

これに対しまして、普通建設事業費が、関西国際空港二期事業土砂採取跡地整備事業の着手等

によりまして、対前年度比4億6,392万3,000円と、大幅に増加いたしております。

続いて、3ページをごらんください。

財政構造の弾力性を示す重要な指標の1つであります経常収支比率につきましては、町税の大幅な減少に加え、国の三位一体改革等に伴う普通地方交付税、減税補てん債及び臨時財政対策債が減少したことなどによりまして、経常一般財源が減少しまして、前年度より0.2ポイント増の97.0%となっており、一段と厳しい財政状況となっております。

公債費負担比率につきましては、対前年度3.1ポイント増の23.3%、公債費比率、単年度でございますが、対前年度比0.2ポイント増の18.7%、起債制限比率は対前年度比0.7ポイント増の12.6%、実質公債費比率は対前年度比2.3ポイント増の17.0%と、いずれも悪化しております。公債費が本町の財政を大きく圧迫しておるところでございます。

次に、地方債現在高につきましては、普通会計における18年度末現在高は、新規地方債の発行の抑制や臨時財政対策債の発行可能額の減少等によりまして、対前年度比5億2,144万6,000円減少し、112億2,516万1,000円となっております。また、特別会計を加えた平成18年度現在高は166億843万4,000円となっており、前年度から4億7,189万6,000円減少いたしております。

次に、基金につきましては、一般会計所管の平成18年度現在高は4億1,970万7,000円となっており、前年度より1億1,035万6,000円の減少となっております。また、特別会計所管の基金を加えた平成18年度末現在高は12億4,430万6,000円となっており、前年度より2億3,539万5,000円減少いたしております。

このように普通会計におきましては、今年度も前年度に引き続き黒字決算となったところでございますが、これは基金の取り崩しにより収支を調整した結果でございまして、財政構造の硬直化は進行し、財政状況は一段と厳しい状況となっておりますところでございます。

こうした状況ではございますが、今後も自律できる行財政運営を目指しまして、一層、行財政改革を積極的に推進することで、総合計画の基本目標でございます「笑顔あふれる いきいきタウン みさき」の実現に向け、努めてまいりたいというように考えております。

以上が平成18年度各会計の概要でございます。

なお、各会計におきましては、各常任委員会で付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、ご認定いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定でございますが、その前に

大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

田代議員。

○田代 堯議員 きょう、一般質問を行っていますので、簡単にお尋ねしたいと思います。

今、総務部長の方が、るるお手元にある平成18年度の決算の概要について述べていただいて、非常に厳しい財政状況、これはうちだけでもなしに、各自治体ほとんどが厳しい財政の中で運営をなさっているということはよく理解をしております。

そこで、私は私なりに、今、部長の方から説明あったんですけども、一番心配しているのは、町税の落ち込みが5.8%という、財政のかなめが5.8%落ち込んでおるということに対して、町長が常がね言っている滞納者に対する、その徴収を図って、できるだけ増収を図っていくんだと、こういうことを申し上げておりますけども。決算の内容を見ますと、少しはよくなりつつ、滞納も0.0何%か知りませんが、上がっているようですけども。徴収の方法について、それは払いたくても払えない方もあるだろうし、逆に、どう言ったらいいんですかね、払えるのに払わないという方も中にはあるかのように聞いておるんですが、そういったところでの町税の今後の自主財源の確保策が必要ではないかなというふうに、この決算から見て思います。

その中で、一番やっぱり気になるのは、先ほど部長の説明のあった公債費の負担比率が、軒並みに悪化してきている。これは年度年度で多少は変わっていくだろうとは思いますが、軒並みに悪化してきて、対比については、今述べられましたので結構ですけども、そういった軒並みに悪化の傾向をたどりつつある中で、特に気になるのが、現在行われている下水道事業なんですよね。この下水道事業については、当然、これは必要だということで、今も進めてきておるわけですけども。起債の残高を考えても、大体一般会計で110億何がしであるわけなんですけども、下水道は52億4,000万ほどの大きな借金を抱えてきておる。今後、連結決算になった場合、こういったものが大きな負担として、赤字として、今後、下水道会計の方は出てくるんじゃないかなと。今は一般会計から繰り出しをしておりますけども、今後、さらに下水道事業を続けていくとすれば、ますますそういった事業の拡大によって、借金の額も、そして、経常収支も悪くなってくるんじゃないかなというふうに思っております。

その点について、今後、下水道事業について、どのような取り組みで今後やっていくのか、再度お尋ねをしたいということが1点です。

それから、きのうの質問の中にも少しあったんですが、回答がもらえてないので、改めてお尋ねするんですけども。平野の例の岬町住宅用地の造成事業、きのうは、これは逆ざやになったり、利ざやを稼げるのかどうかという問題で質問しておりますけども。私は思いますのは、どうせ、いずれ整理をしていかならん、大きな費用をかけて整理をしていかならんと思うんですが、そのめどがいつごろに立つのか。それがどのぐらいの、今、1億9,000万円ほどの負債を抱えて一時借入れをしているんですが、私は、この一時借入れそのものも、ちょっと問題あるかなとは今までずっと思ってきたんですけども。これは過去の流れから見ると、もうやもおえなかったかなという感じがしますので。

その1億9,000万ほどの、今の土地を整理をして整備した場合に、とんとんぐらいでいけるんかどうか。もちろんマイナスの面が出てくるとしても、やはりこれは整理をする必要があるんじゃないかというふうに思うんですが。これも、今後、連結決算になると、この分の負担もふえてくるということになれば、たちまち赤字が、町長の考えの中では、23年ぐらいが非常に大変な時期になってくると、こうおっしゃっていますけども、もっと短くなってくるんじゃないかなという気がされますので、今後、19年度の決算状況は中間でありますけども、そういった状況も踏まえて、どのような取り組みをされるんかどうか、この点をひとつお聞きしたい。

それと、1点漏れましたけども、この決算で800万ほどの、9チャンネルのテレビ番組が820万ほど決算で出ておりますけども、平成19年度も予算化されておる中で、途中から放映が中止になっておる。その意味合いが少し理解できないので、あわせてそのことも、あなたの方で説明していただけたら、ありがたいんですけども。

以上です。

○辻下正純議長 下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 田代議員の下水道事業の今後の方針ということについて、述べさせていただきます。

ご指摘のように、これまでの整備に係る起債の残高というのは約53億ございます。この起債の償還に当たっては、年約3億7,000万ほど要しておりまして、一般会計から約3億程度の繰り入れを行っている状況です。

現在の普及率については62.8という、岸和田以南については3番目の普及率となっておりますので、一般会計と普通会計、下水道会計を合わせた、今後、財政の健全化に関する法律が公布されることもございますので、今までのペースということは少し落としていかないことには、今後の町財政が成り立たないということも考えられますので、今年度、19年度で事業の認可期

間が切れますので、20年度以降、5カ年計画を今後作成していったら、この3月議会の方に提案していきたいと考えております。

以上です。

○辻下正純議長 南副理事。

○南総務部副理事兼総務法制課長 住宅用地の特別会計、この分につきまして、私の方から説明をさせていただきたいと思います。

○田代 堯議員 現在の状況でいいです。

○南総務部副理事兼総務法制課長 今現在、取り組み状況でございますけども、今、法務局の岸和田支局の方、今まで、尾崎の出張所の方が登記の関係で、土地の整理等については行っていたんですけど、そこが閉鎖されましたので、岸和田に移っております。それで、今、現状の取り組みといたしましては、土地の境界の明示とか地籍更正ということの取り組みに一番力を入れているわけでございます。もともと以前から、この土地につきましては、地籍混乱地ということで、今まで業務がとまっていたのが現状でございます。それで、法務局の方のトップの方とうちの町長の方が交渉を行いまして、それに基づいて、今、事務方の方で、私どもが細かい話について、法務局からの返事待ちということになっております。

それで、この事業を最終的にいつ閉じるかという点につきましては、今の状況の中では、平成21年度という形で行っています。まず、平成19年度、今年度ですけども、今年度につきましては、今の土地の整理を行います。それで、早い整理ができましたら、一部土地を売却していくという形になろうかと思いますが、平成20年度につきましては、土地の売却ということで、最終的に、平成21年度、これにつきまして、一般会計との最終調整を行った上で会計を閉めたいと。

予定につきましては、以上でございます。

○辻下正純議長 中口総務部長。

○中口総務部長 今の明示のことなんですけども、一応、具体的な作業をしていったら、そのぐらいかかるんですけども、今、法律の方でかなり厳しい連結決算の指導を受けていますので、その辺、できるだけ早い年度で処理していきたいというように考えております。

以上です。

○辻下正純議長 竹本部長。

○竹本企画部長 田代議員の質問にお答えいたします。

19年度のケーブルテレビ事業、CATVの関係でございますけど、18年度につきましては、

決算額821万5,200円ということで、通常の月1本の12カ月、放送してございました。
昨年、この協議会の中におきまして、いろんな議論がされまして、その中において、非常に各市町村とも財政状況が厳しいと。ただ、一挙にこのケーブルテレビ事業をつぶしてしまうわけにはいかないということで協議をしまして、完全に抜けることができないものの、各市町においても、ある一定のばらつきができて、これは仕方ないということで、今回、昨年お願いいたしましたように、19年度からは、岬町につきましては4分の1、4月、5月、6月の放送になってございます。

ただ、来年度につきましても、今後、どうしていくかということのを4市3町で協議してございまして、現在、まだ結論には至っていませんけれども、19年度につきましては、お許しを願ひまして、3カ月の放送に至ったわけでございます。

以上です。

○辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号「平成18年度岬町一般会計決算認定の件」から議案第92号「平成18年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの14件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決しました。

○辻下正純議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議について、よろしくお願いいたします。

なお、次の会議は、9月26日午前9時30分から議会運営委員会、午前10時からの全員協議会終了後、会議を開きますので、ご参集ください。

本日は、どうもご苦労さんでございました。

(午後1時52分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年9月5日

岬町議会

議 長 辻 下 正 純

議 員 出 口 實

議 員 奥 野 学